

特定非営利活動法人子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会
定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会と称する。また、略称を「外あそび推進の会」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿3丁目3番13号西新宿水間ビル2階に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、乳幼児から小学生低学年の子どもを対象として、心身および五感の発達、生きる力を育むために必要不可欠な「外あそび」を推進するプログラムや活動を提供し、子どもたちの健全な成長を図ることにより、広く社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 外あそびに関する情報、啓発情報の発信
- (2) 外あそびに関するイベントやセミナー等の実施
- (3) 外あそびを推進するための指導者・リーダー養成
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認

めなければならない。

- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。一度納入された入会金および会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別および定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において任期の役員が選任された場合は、当該総会が集結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後の最初の総会が集結するまでのその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画および予算並びにその変更
- (5) 事業報告および決算
- (6) 役員を選任および解任
- (7) 役員の職務および報酬
- (8) 入会金および会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織および運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、事業年度終了後3カ月以内に毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性および即時性が確保されているものに限る。以下同じ）によって、総会に出席し、評決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合、または、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日および正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名

押

印または署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長および職員の任免は、代表理事が行う。

(組織および運営)

第55条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	前橋 明
副代表理事	石井 浩子
理事	村上 晶
理事	重松 裕人
監事	岩淵 誠

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員（個人・団体）	0円	賛助会員（個人・団体）	0円
------------	----	-------------	----

(2) 年会費

正会員（個人）	8,000円	賛助会員（個人）	10,000円
正会員（団体）	100,000円	賛助会員（団体）	1口100,000円（1口以上）

役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会（外あそび推進の会）

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

No.	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	マエハツ アキラ		無	代表理事
		前橋 明			
2	理事	イシイ ヒロコ		無	副代表理事
		石井 浩子			
3	理事	ムラカミ アキラ		無	
		村上 晶			
4	理事	シゲマツ ヒト		無	
		重松 裕人			
5	監事	イワブチ マコト		有	
		岩淵 誠			
6					
7					
8					
9					
10					

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会

1 事業実施の方針

令和7年度は、子どもの外あそびに関する情報や啓発情報を発信する活動を主に実施する予定。企業や団体とのコラボレーションを行い、外あそびの楽しさを子どもとその保護者にも理解してもらえるようなイベント・セミナー等の実施を計画、適切に外あそびを指導できるような指導者やリーダーを育成するための講習会のトライアル導入を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【100】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
外あそびに関する情報、啓発情報の発信	外あそびの重要性や必要性、また啓発事項をホームページ等で発信する	2025/10/1～年度内	東京都内/本会ホームページ	5人	東京都及びホームページの読者である子どもと乳幼児指導者	100人	50
外あそびに関するイベントやセミナーの実施	企業や団体とコラボレーションし外あそびの重要性を紹介するセミナー等を実施する	10月	新宿区	3人	東京都内在住の子どもとその保護者	500人	0
外あそびを推進するための指導者・リーダー養成	子どもに関わる学生や保育者等を対象として外あそびを適切に推進するための講習会を行う	11月、2月	東京都内および他県	10人	幼児教育学生/保育者/教育指導者	30人	50

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会

1 事業実施の方針

令和8年度は、理論に基づいた外あそびに関する情報やあそぶ際に注意すべき点などの啓発情報を保護者や教育関係者へ発信していく。企業や団体等とコラボレーションしながら外あそびの楽しさや面白さを子どもだけでなく保護者にも一緒になって理解を深め、外あそびを広めるイベントを実施する。また、学生や乳幼児教育者関連の人たちを対象とし、外あそびを推進する教育指導者・リーダーの養成のための活動を積極的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
外あそびに関する情報発信	会員でグループを編成し、外あそびの際に注意すべき点や情報をウェブページやメディアを通じて紹介する	2、3、6、10月	東京都内/他県およびホームページ	5人	保護者と幼児教育関係者	200人	100
外あそびに関するイベントやセミナーの実施	企業や団体とのコラボレーションや外あそびの重要性を紹介する	5、9月	東京都内	5人	東京都内在住の子どもと保護者	200人	0
外あそびを推進する指導者・リーダーの養成	子どもに関わる学生や保護者等を対象として、適切な推進方法を学ぶための講習会を行う	7、11月2月	東京都内/他県	10人	幼児教育/保育者/指導者	30人	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		168,000
	正会員受取会費（個人）（任意団体口座からNPO設立後、移管の予定）	168,000	
	賛助会員受取会費（個人）	0	
	正会員受取会費（企業・団体）（任意団体口座からNPO設立後、移管の予定）	0	
	賛助会員受取会費（企業・団体）	0	
2	受取寄附金		2,071
	受取寄附金（任意団体口座からNPO設立後、移管の予定）	2,071	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		150,000
	外あそびに関する情報、啓発情報の発信	0	
	外あそびに関するイベントやセミナー等の実施	100,000	
	外あそびを推進するための指導者・リーダー養成	50,000	
5	その他の収益		0
	受取利息		
	経常収益計		320,071
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		100,000
	会議費	0	
	旅費交通費	10,000	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	0	
	施設使用費	0	
	ホームページ更新費、プレスリリース費用	90,000	
	事業費計		100,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		14,850
	消耗品費	0	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	0	
	バーチャルオフィス代金（任意団体口座からNPO設立後、移管の予定）	14,850	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
	Webサイト管理費	0	
	管理費計		14,850
	経常費用計		114,850
	当期経常増減額【A】-【B】・・・①		205,221
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		205,221
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
	次期繰越正味財産額③-④+⑤		135,221

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		360,000
	正会員受取会費（個人）	160,000	
	賛助会員受取会費（個人）	0	
	正会員受取会費（企業・団体）	100,000	
	賛助会員受取会費（企業・団体）	100,000	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		420,000
	外あそびに関する情報、啓発情報の発信	0	
	外あそびに関するイベントやセミナー等の実施	300,000	
	外あそびを推進するための指導者・リーダー養成	120,000	
5	その他の収益		10
	受取利息	10	
	経常収益計		780,010
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	ホームページ更新費		
	(2) その他経費		200,000
	会議費	20,000	
	旅費交通費	30,000	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	50,000	
	施設使用費	50,000	
	ホームページ更新費	50,000	
	事業費計		200,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		110,000
	消耗品費	10,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	30,000	
	バーチャルオフィス費	20,000	
	旅費交通費	50,000	
	減価償却費	0	
	Webサイト管理費	0	
	決済システム構築費用	0	
	管理費計		110,000
	経常費用計		310,000
	当期経常増減額【A】-【B】・・・①		470,010
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		470,010
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		135,221
	次期繰越正味財産額③-④+⑤		535,231

特定非営利活動法人子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会 （略称：外あそび推進の会） 設立趣旨書

■趣旨

子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会（以下、「外あそび推進の会」という）は、乳幼児から小学校低学年の子どもを対象に、外あそびを通じて心身および五感の発達、生きる力を育むために必要不可欠な「外あそび」を推進するプログラムや活動を提供し、子どもたちの健全な成長を図ることにより、広く社会に貢献することを目的として、任意団体として活動してまいりました。

日本社会は急速な少子化に直面しており、未来を担う子どもたちの育成を社会全体で支えていくことは極めて重要です。しかし近年、テクノロジーの浸透や家族や地域コミュニティのあり方の変化などにより、子どもたちの生活環境は大きく変化しています。生活環境の変化は、子どもが外あそびをするのに必要な「空間・仲間・時間（3つの間：サンマ）」の不足をもたらし、多くの子どもたちにとって、日常的な外あそび体験の確保を難しくしているのが現状です。また、近年は子どもの近視増加も深刻な社会問題となっており、屋外活動が視力の維持に役立つということが学術的な調査や研究により明らかになっています。

今後、当会は特定非営利活動法人として法人格を取得することで、活動の社会的信頼性と継続性を高め、より多くの関係者との連携を促進しながら、外あそびを通じた子どもの健全な成長に資する取り組みを一層推進してまいります。これにより、子どもが安心して遊び、育つことのできる社会環境の整備に、持続的かつ実効性のあるかたちで貢献することを目指します。

■これまでの活動実績

【啓発活動】

- 2020年10月 任意団体子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会（外あそび推進の会）設立
- 2021年 4月 Change.org 外あそび環境の整備のためのオンライン署名スタート
- 8月 東洋経済新報社とともに「子どもの未来のためのシンポジウム」開催
- 12月 外あそびの重要性に関するニュースレタースタート
- 2022年 4月 東京都小平市、大阪府大阪市、京都府亀岡市において外あそびイベント開催
- 2023年 8月 眼科医による子どもの目の健康に関する寄稿シリーズを展開
- 9月 眼科医×外あそび推進の会 子ども目の健康に関する対談シリーズを展開

【政策への働きかけ】

- 2020年10月 第1回 議員勉強会開催（外あそびの重要性について）
- 2021年 3月 第2回 議員勉強会開催（すべての子どもたちが身近な場所で外あそびができる環境を）
- 6月 第3回 議員勉強会開催（外あそび推進の好事例と普及における課題）
- 第4回 議員勉強会開催（こども庁創設と外あそび推進のための政策提言）
加藤勝信官房長官（当時）に、子どもの外あそび推進に向けた政策提言を手交
- 10月 第二次政策提言策定のためのワーキンググループ(WG)設立
- 2022年 2月 第5回 議員勉強会開催（WG中間報告、こども家庭庁創設に向けた動向について）
- 3月 第6回 議員勉強会開催（WG中間報告、国土交通省 まちづくりについて）
- 6月 第7回 議員勉強会開催（WG最終報告、第二次政策提言策定に向けた検討事項について）
- 10月 子ども作戦会議の開催（子どもから政府への要望について検討）
- 11月 ██████████ に、子どもたちが直接要望書を手交

■申請に至るまでの経緯

当会は2020年10月に任意団体として発足し、上記のとおり、外あそびの重要性に関する啓発活動および政策提言活動を継続的に展開してまいりました。特に2021年6月には初の政策提言を提出し、2022年には議員勉強会等を通じて提言内容の検討と深化を図り、同年11月には要望書としてまとめ直し、政府関係者に提出いたしました。

これらの取り組みの成果として、2023年末『こども大綱』の基本方針において「外あそびの機会の確保」が明記され、また「こども家庭庁」の基本方針にも外あそびの重要性が盛り込まれるなど、一定の政策的反映がなされました。

こうした背景を踏まえ、当会は2025年6月に発起人会および設立総会を開催し、NPO法人としての法人格取得を目指すに至りました。

令和 7年6月23日

設立代表者

